

**兵高教組 2018年11月12日
確定速報 No.3
調査情報 19号**

11月7日(水) 第2回 賃金権利確定交渉

「成案なし」としながら、改悪の検討部分のみ示す

「現給保障の廃止」「部活動指導手当の引き下げ」の可能性に言及

11月7日、高教組・従組・兵庫教組は合同で、今年度の第2回賃金権利確定交渉をもちました。

県教委 渡瀬教育次長からの回答では、「現時点では成案は示せない」としながら、検討状況として国並の給料表の改定に慎重な姿勢を示しました。また、国・他府県の動向を強調して、現給保障の今年度末での廃止や部活動手当引き下げの可能性に言及しました。

人事委員会の「報告」が知事に特段の配慮を要請している部分について、前回の交渉で確認を求めるが、前回の回答でも今回の回答でも全く触れられなかったため、交渉は紛糾しました。厳しい追及に対して次長はやっと「『勧告を尊重することを基本姿勢とする』の中に、その部分も含まれる」と回答しましたが、「その部分」とするだけで他の部分のように具体的に読み上げることはしませんでした。裏を返せば、それほど重い要請だということです。ここを土台に、今後の交渉で具体的な改善を引き出していかなければなりません。次回の交渉は11月14日(水)です。



教育次長の回答

改善の勧告には目を向けず、改悪の可能性に言及

- ◆現時点では具体的な成案を申し上げる段階にはない。
- ◆国は人事院勧告通りの改定の見通し。
- ◆国から現給保障廃止を速やかに行うよう指導がある。
- ◆給料表の国並み改定は、較差を上回る改定で、慎重な検討が必要。
- ◆勤勉手当の期間率の見直しの検討が必要。
- ◆現給保障が残っているため、H30.4.1時点のラスパイレス指数が100を超えることは確実。国から再三の指導もあり、今年度末での廃止を検討せざるを得ない。
- ◆部活動指導手当を、国は「3時間程度で2,700円」とする方向。それに合わせて適切な時期に見直すことを考えている。
- ◆勤務時間の把握は「勤務時間の適正化」の前提である。徹底を指導している。従事時間申告表の活用は進んでいるが十分ではない。具体的な改善の提案があれば執行部とも協議していきたい。

- ◆「総合的見直し」の現給保障の状況は、
高校教育職 2,767人(34.6%)
小中教育職 4,163人(23.1%)
- ◆勧告を尊重することを基本姿勢として。何ができるか考えていく上では、いろいろ制約、厳しい状況がある。

兵庫県における「給与制度の総合的見直し」は…

「総合的見直し」は、給与原資を減らすわけではなく、「地域間の給与配分の見直し」「世代間の給与配分の見直し」等が目的(良し悪しは別にして)。給料表を平均2%(高齢層は4%)引き下げたのが「世代間」。「地域間」が地域手当の改定(平均2%の引き上げ)。国はこれらを3年間で完了させ、その時点で現給保障を終わらせた。

兵庫県では、給料表は引き下げたが、県人事委員会勧告が、兵庫県における地域手当支給の実情などを考慮して地域手当を引き上げるよう求めているのに、県当局は地域手当の引き上げを完了していない。

給料表が現給保障額に追いつくまで現給保障は続けるべきだが、少なくとも、地域手当の引き上げをやり切らないと、現給保障はやめられない。

交渉団の発言

給料表も手当も休暇制度も勤務環境も、大幅な改善を！

- 兵庫県の状況の厳しさを言われるが、厳しい状況に置かれているのは私たちだ。
- 昨年度は、地域手当を「勧告」通りに引き上げなかったから、現給保障者には改善がわずかだった。今年は、全員の賃金改善になるように。
- 校務員の新規採用、寄宿舎の調理員の勤務状況の改善を、ぜひとも考えてもらいたい。
- 妊娠時の負担軽減制度について。特別支援学校での仕事を考えると、対象者1人に補助教員1人が必要。「学校に1人」でなく、対象者が複数いる場合は、その人数の補助教員を配置する必要がある。
- 産休・育休などの代替教員を、長期休業期間を含めてすべての期間に配置してください。
- 新しいシステム導入時に特定の職員に負担がかかることがないように、予め考えて対応してもらいたい。
- 現在集計中の超勤実態調査では、かなりの超勤実態が明らかになっている。特に、部活動指導が大きな負担になっている。
- 超勤を縮減するには、人を配置すること。定数改善が必要。県として何ができるか。

- 旅行諸費の廃止のときの交渉で、「入場料は支給する」と確認したはずなのに、そうなっていない学校がある。
- 「総合的見直し」が完成していないことには触れずに「国が廃止」ばかり言われても聞けない。現給保障者がたくさん(3割以上も)いるのに。
- 教育次長は教職員の代弁者。知事部局の言うがままでなく、県教委が我々の声を受けてとめて、それを反映させて。教育委員会としての姿勢が問われている。
- 「行革」が終わったと言うなら、せめて人を減らさないで。現業職や寄宿舎教員の新規採用の再開を。
- 臨時教職員が安心して働くよう「空白の一日」をなくして。
- ラスパイレス指数の予想のような話があったが、出されている数値でなく、まだ出されていない数値を根拠に改悪するなど認められない。
- 部活動手当について国の方針を言われたが、近隣の神戸市では「3時間以上で3,600円」と改定している。引き下げは認められない。

教育次長の再回答

- ◆「総合的見直し」が何をもって完成かの議論もあるが、公民均衡がひとつ。現給保障が残っているのは、再配分に支障がある。
- ◆これまでにない文言(知事への要請のこと)も踏まえて、何ができるか考えさせていただきたい。
- ◆超勤縮減は、いろんな意見、現場実態を直接お聞きしながら、我々として何をしなければならないか真摯に考えていく必要がある。本県でなし得ることには限界もある。人的配置は必要。国に定数改善を要求する。対応できるものは対応する。次回以降お話しさせていただきたい。
- ◆旅費の入場料については、周知する。
- ◆技能労務職の新規採用のこと、ご苦労いただいている中で、できてない。申し訳ない。たいへん十分理解しているし、たいへん申し訳なく思っているが。

我々の思いを受けとめて、知事に伝えてもらいたい。

最後にまとめのあいさつとして、兵庫教組の三上委員長は「出された質問には誠実に答えていただきたい」と述べ、次回に回答を求める項目を3点あげました。

続いて高教組の小野委員長は、次のように述べました。

「総合的見直し」で給料表を2%下げた。なぜ現給保障かと言うと、それをやめたら較差出てくるから。だから手当を上げる。国はそれが済んだ。ところが兵庫県はそれをしていないから、現給保障をやめると較差に大きな影響が出る。だから、やめられない。

次長の回答を聞いていると、「私たちは大切にされているのか?」と感じてしまう。「『職員のモチベーションの維持・向上に配慮するよう』と『報告』に書いてあるから」ではなく「『報告』に書いてなくても」でしょう。その思いがあつてほしい。

公民比較の見直しについては、「部下数要件」の廃止など、合理性ない。まして学校には関係ない。我々の思いを次長が知事に伝えてほしい。

10大要求署名にご協力ください

18確定闘争 第3波決起集会

11月26日(月)16:00～ 県庁2号館南側

「勧告尊重が基本」と言いながら、人事委員会が知事に特段の配慮を要請したことには触れたがらない県教育委員会。県教委は責任を自覚せよ！力を合わせて、要求実現を勝ち取ろう！